

許諾の推定規定に関する取扱い (たたき台)について

2020年11月2日

日本放送協会

1. 「中間まとめ」について

《推定規定の必要性》

「放送はできるが同時配信等ができない事態が生じる場合」のうち、権利者が放送番組での利用を認める約束をする際、同時配信等について、**「著作権者等が別段の意思表示をしていない場合」（権利者の意向が明らかでない場合）**が、同時配信等の許諾も行ったものと著作権法上推定されるようになれば、同時配信等のための権利処理の円滑化に資すると考えられる。

なお、以前に締結された契約についてまで推定効果を及ぼすことはできない、と記載されているが、**放送と同じ地域への同時配信については、実質放送と同様のサービスであることから、過去の契約で放送の許諾を得ていれば、推定を及ぼすことを検討しても良いのではないか。**

2. 検討にあたっての視点について

《放送事業者の安定的な利用のために》

NHKは今年3月から「NHKプラス」を実施しており、**同時配信・追っかけ配信・見逃し配信までを一体のサービス**としている。視聴者の利便性を第一に対応する観点からは、権利処理の問題によるフタかぶせや配信取りやめは、できるだけ生じないようにしていきたい。

したがって、現在すでに実施中の「NHKプラス」において著作物等をより安定的に利用していくために、許諾推定を及ぼす範囲としては**「同時・追っかけ・見逃し」配信をすべて含めることが望ましい。**

3. 推定に係る条件について

- (1) 放送事業者側に求められる条件について
- (2) 権利者側に求められる条件について

いずれも特に意見はございません。

4. 推定が覆り得る事情の例について

(2) 「権利者に支払われた対価」に関して

ニュースや報道・情報番組での取材では、対価を支払わないケースも多く、またインタビュー相手からの承諾も「口頭」で行われることが一般的である。推定が覆り得る事情の例として、「権利者に支払われた対価が、明らかに「放送」のみを行う場合の水準であったこと」が挙げられているが、必ずしも権利者に対価が支払われず、さらに短期間の交渉では口頭のみでの承諾のケースもあることから、少なくとも同時配信等を行っている放送事業者が行う取材については、インタビュー相手が同時配信等にも承諾を出していると推定されることが望ましい。

5. 今後の対応について

- ガイドライン策定にあたり、「推定規定の対象となる利用」が、事例により明確となるようにしていただきたい。

(例えば)

同時配信等の許諾は得ていないが、「NHKオンデマンド」(既放送番組のオンデマンド配信)の許諾を得ていれば、見逃し配信までを含めて同時配信等の許諾を推定しても良いのではないか。